

地域安全ニュース

平成29年11月号

新城市の犯罪発生状況(平成29年10月末現在)

犯罪発生件数 219件(去年同期比-11件)

- ・ 新城地区 157件(去年同期比-20件) ・ 鳳来地区 52件(去年同期比+8件)
- ・ 作手地区 8件(去年同期比±0件)

主な被害

- 侵入盗 52件(去年同期比+5件) ○ 特殊詐欺5件(去年同期比+1件)

詐欺とドロボウに注意しましょう!!!

新城市内では、10月末現在、空き巣や出店荒しなど侵入盗が**52件(10.6%増)**発生しました。愛知県内では侵入盗被害が減少していますが、**新城市内では増加しています。**

特殊詐欺は、5件発生しており、いずれも**有料動画閲覧サイトの料金請求をかたった架空請求詐欺の被害**でした。

有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡無き場合、法的手続きに移行致します。アマゾンジャパン(株)相談係[06-6310-2438](tel:06-6310-2438)

《被害防止対策》

～ドロボウ被害に遭わないために～



「ガラス割りの手口です」

- 外出時は、玄関、窓ガラスの**カギ**を必ずかけましょう。
- 窓には、クレセント錠だけではなく、サッシに**補助錠を付ける**など「**プラスワンの対策**」をとりましょう。
- 隣近所へのあいさつ、防犯カメラの設置など、「**地域の目**」で**ドロボウ犯人を寄せ付けない**ようにしましょう。

～詐欺被害に遭わないために～

- 動画未納料金の請求などの**メールは無視**しましょう。
- 「訴訟最終告知」などと題したハガキの**訴訟通知は無視**しましょう。
- 一人で悩まず、**家族など誰かに相談**すれば詐欺は防げます。

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出された事をご通知致します。管理番号(わ)251 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。この通知は、**総合消費料金の戻金**が全面的に返還されること、**訴訟最終告知**の通知を受け、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け付けておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での連絡となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月15日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
 東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
 取り下げ等のお問合せ窓口 03-5843-3379
 受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

新城警察署・新城防犯協会連合会

協賛 「新城東・坂部」「新城西・松井」「大海・鎌倉」「作手・斉藤」

「長篠・夏目」「大野・鈴木」「海老・浦川」の各新聞販売店

【連絡先】新城警察署 (0536)22-0110 《緊急の場合は「110番！」》

